

茅野市まちづくり支援事業補助金の対象となる経費

科 目	説 明	制 限
活動費	事業の実施に伴い必要となった役務に対する活動費	事業費の4分の1以内を限度とする。
報償費	講師への謝礼等の報償費	
交通・研修費	研修のために支出した交通費、研修費等	宿泊を伴うもの、県外への研修は除く
備品・消耗品費	事業実施に必要な備品や消耗品の購入費	事業費の2分の1以内を限度とする。
食糧費	講師の食事代及び茶菓子代	
印刷製本費	事業に関わるチラシ、活動報告書等の印刷製本費	
通信運搬費	郵便料、電話料	事業に支出したと明確にわかるものに限る
保険料	事業の開催に関わる保険料	
委託料	交通整理、会場設営費等の委託料	
借上料、地代等	施設使用料、物品等の借上料	